

2002年8月8日

## 02 人事院勧告にあたって - 国公労連の「声明」とかかわって -

日本国家公務員労働組合連合会  
中央執行委員長 堀口 士郎  
TEL 03-3502-6363  
FAX 03-3502-6362  
担当 小田川、津田

### 【国公労連の紹介】

日本国家公務員労働組合連合会（略称・国公労連）は、1府7省と裁判所及び国家公務員共済組合連合会の職員で組織する21単組（内、オブザーバー加盟3単組）・14万人の産業別労働組合。

### 【はじめに】

本年勧告にかかわって、国公労連の別添の「声明」をだしています。その前提にある私どもの主張を以下とおり紹介させていただきます。

## 1 02年勧告に対する私たちの基本的な評価

(1) 平均年間給与の「15万円（2.3%）削減」は断じて受け入れることができません。

本日・8月8日、人事院は、内閣と国会に対する勧告をおこないました。1948年12月の第1回から数えて54回目を迎える勧告史上ではじめての「本俸切り下げ勧告」に加えて、4年連続の一時金削減という労働者にとっては最悪の内容となりました。

本俸と手当をあわせた月例給がマイナス2.03%、4年連続の切り下げとなる一時金の0.05月カットとあわせ年収ベースで2.3%の賃下げとなります。2001年度の国家公務員の定昇率（平均）が1.72%（人事院資料）ですから、定期昇給分を含めても、2001年4月時点の賃金水準も確保できない大幅な賃下げ勧告です。3年連続で年収が切り下げられている国公労働者の生活と要求に照らせば、断じて受け入れることのできない結果です。

また、国公労連として、「2.03%の官民逆較差」の数字にも、不信を持っています。

厚生労働省が明らかにしている「毎月勤労統計調査・4月分」は、事業所規模5人以上の所定内給与が、前年比1.3%の減少となっていることを明らかにしています。勧告は、その調査結果よりもさらに大きな2.03%の賃下げが民間企業でおこなわれたとする「調査結果」と同じです。調査方法の違いなどもあります。0.7%（約2700円）も違いがでていることへの不信は拭えません。

(2) 年間給与で「(官民賃金の)実質的な均衡」をはかるための「調整措置」は「不利益の遡及」であり、きわめて不当です。国公労連は断固反対します。

勧告の実施時期について、「勧告では給与引き下げの改定」という労働者にとっての不利益変更であることから「遡及しない」と結論づけつつ、何らの説明もなく「4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、12月の期末手当の額についての所要の調整措置」をとるとしています。このような措置は、どのように言いつくろうとも「不利益の4月遡及」でしかありません。

「所要の調整措置」が必要としているように、現行の法制度では、給与引き下げの改定を年間で調整することはできません。「調整措置」は、あらたな労働条件のルールとして勧告されているものです。

「調整措置」について、国公労連は次のような点が不当だと考えます。

- 1) 労働基本権が制約されている国公労働者の利益を損なう勧告を「代償機関」である人事院がおこなったこと。
- 2) 一度支払われた賃金を「調整」の口実で、事後に取り戻すことにほかならないこと。そのことは、給与引き下げの場合には、給与法が確定するまでの間の国家公務員の賃金は「仮払い」の状態であるという理不尽な結論になりかねないこと。
- 3) 労働債権について、事後に決定された「契約」が不利益であっても遡及できるといふ労働法上の先例になりかねず、民間の労使関係にも影響しかねないこと。
- 4) 民間では、仮に労働協約で「不利益遡及」の合意が行われることがあるとしても、協約締結権が否定されている国公労働者では、そのような合意の余地がない。にもかかわらず、根本的な労働条件のルールについてまで、人事院が労使合意を「代行」する勧告は、労働基本権の侵害となる恐れがあること。

(3) 「地域における公務員給与の在り方」、「公務員制度の基本的見直し」などの報告も同時に行っています。それらについては、拙速な検討であるとの懸念が拭えません。

「地域に勤務する公務員の給与水準について、その地域の民間給与をより反映していく配慮が必要」とし、「(給与制度の)抜本的な見直し」を「早急に検討」することを表明しています。

国家公務員は、全国移動する職員も多く、また、地域によって仕事の内容が異なることはほとんどありません。その点では同一労働同一賃金という国際的にも賃金決定の基準とされる原則が適用できる職務の一つです。その点での検討もないままに、「地域準拠」の結論ありきの姿勢を示すことは、拙速のそしりを免れません。

「公務員制度の基本的見直し」では、「能力・実績等が十分反映する給与制度の構築」を前提に、かつ、事後チェック型の「代償機能発揮」の方向を打ちだしています。基本的な姿勢は、政府が昨年12月に決定した「公務員制度改革大綱」と大同小異です。

「公務員制度改革大綱」の重要な問題点の一つが、能力・実績反映の給与制度への「改革」が各省人事管理権者の権限を拡大し、事後チェック型の「代償機能」への「改革」が労働基本権の形骸化につながることにあります。そして、その立場から、全労連などがILO結社の自由委員会に提訴しているところです。

公務員制度改革をめぐる最大の争点に対する人事院としての検討は不十分です。

## 2 マイナス勧告の影響と問題点

(1) マイナス勧告は全国の消費低迷につながる恐れがあります。

昨年勧告後に、財務省は一般会計に計上された給与改善費（0.5%）が「525億円」だと説明しています。これや、国公労連が、2002年度予算案での人件費計上額を調査した結果などからして、本年勧告での「2.3%賃下げ」の一般会計への影響は約2350億円程度と推計されます。同様に、国と地方をあわせた人件費の削減は約6590億円と推計されます。

国、地方あわせた6590億円の賃下げは、家計調査（総務省統計）から判断して約4000億円の消費減少となります。また、産業連関表を活用して、国全体の消費への影響を試算すると約6650億円の国内総生産（GDP）に影響することになります。

(2) 人事院勧告は、750万人の労働者の賃下げに直接影響します。そればかりでなく、年金給付の切り下げ、03春闘への悪影響など、「賃下げのサイクル」が生じかねません。

人事院が明らかにしている勧告が直接影響する労働者数は「750万」です（別添）。

また、政府は、来年度にむけ、勧告がマイナスとなったこともふまえて、年金の「物価スライドの凍結解除（＝給付額の引き下げ）」をおこなおうとしています。

1982年に、政府は「人事院勧告の凍結」をおこないましたが、その翌年の83年春闘では、前年を「2.9ポイント」も下回る春闘相場となり、以降の「低ベア春闘」に道を開く結果となりました。

この数年の状況でも、春闘での低ベアや民間一時金切り下げが、勧告に反映し、勧告の結果が中小企業などの賃金改定に翌年影響する「賃金抑制のサイクル」が顕著になっています。

8月7日の朝日新聞は、政府の概算要求基準決定にかかわって「消費低迷の恐れ内包」とする報道をおこなっています。初のマイナス勧告が、報道が指摘する懸念の発端となる恐れがあります。

## 3 国公労連は、勧告をふまえ、政府に対して次のことを要求します。

(1) 勧告の完全実施には反対です。

1) マイナス勧告が、国家公務員や地方公務員のみならず、多くの労働者の賃下げにつながることで、2) 国家公務員だけをみても4年連続の賃金引き下げとなることから、勧告完全実施の結論ありきの検討ではなく、国公労連との十分な交渉と使用者としての慎重な検討を求めます。

また、勧告の実施時期問題については、不利益不遡及の原則にたった検討を求めます。

(2) 仮に、政府が、賃下げ勧告完全実施を選択するのであれば、「浮いた人件費」は政府としての雇用対策に活用するよう求めます。

勧告を完全実施すれば、一般会計ベースで、約2350億円の人件費予算が不要になります。これを、2002年度予算ベースでの非常勤職員の日額単価「5520円」をもとに試算すれば、10月からの半年間、約33万人の雇用対策に活用することが可能です。

国立学校での「30人学級」の実現、失業者が押し寄せる職業安定所での相談員等、国立病院での医療スタッフの充実などなど、要員を必要とする国の機関は少なくありません。

切り下げばかりの「改革」ではなく、雇用を創造する改革につながる人件費カットとならなければ、「痛み」を我慢する国家公務員は報われないと思います。

以 上

別 添

### 人勧の影響を受ける「約750万人」の内訳

(万人)

一般職国家公務員	50.8	地方第三セクター	3.0
特別職国家公務員(外交官、自衛隊員など)	32.0	地方公社(土地、住宅等)	0.9
検察官	0.2	私立学校	25.8
非常勤職員	7.0	民営病院	42.1
国会関係(議員、秘書)	0.3	社会福祉施設	39.5
駐留軍関係	2.4	商工会議所	0.9
特殊法人	8.0	農業協同組合	5.7
認可法人	8.5	漁業協同組合	0.9
公益法人	30.6	森林組合	1.0
一般職地方公務員	326.5	外国人留学生	0.9
特別職地方公務員(議員除く)	1.4	恩給受給者等	162.3
臨時職員	0.5	合 計(四現業は一時金が影響するが含まず)	751.2